

宮崎県子宮頸がん検診精度管理要領

第1 目的

この要領は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長指針」という。）及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針」（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）に基づく子宮頸がん検診の評価、指導等を行うことを目的とする。

第2 検診の精度管理に関する実施体制

1 資料等の提出

子宮頸がん検診実施機関及び子宮頸がん検診精密検査機関は、宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「管理指導協議会」という。）が実施する調査等に応じ、必要な資料等をすみやかに提出しなければならない。

2 研修の受講等

子宮頸がん検診実施機関及び子宮頸がん検診精密検査機関は、子宮頸がん検診に従事する医師その他の検診従事者に対し、研修の機会を与え技術水準の向上に努めなければならない。

第3 子宮頸がん検診の実施方法

市町村、子宮頸がん検診実施機関及び子宮頸がん検診精密検査機関は、健康局長指針及び「子宮頸部細胞採取の手引き」（一般社団法人日本産婦人科がん検診学会）等に基づき、科学的根拠に基づく子宮頸がん検診を実施するよう努めなければならない。

第4 市町村等による子宮頸がん検診実施結果の報告

市町村および検診実施機関は、管理指導協議会に実施結果等を協議会が別途定める様式により報告すること。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。